

“こども手当”導入効果のマイクロシミュレーション

一橋大学世代間問題研究機構教授 高山憲之

三菱総合研究所主席研究員 白石浩介

2009年9月11日

[要約]

①こども手当を新設し配偶者控除等を廃止する民主党案を実施すると、全国5000万強世帯のうちの38%が所得純増となる（純増額は平均で年額23万円）。ただし所得増減なしの世帯が43%と比較的多く、負担が純増する世帯も19%（全国ベースで約940万世帯）ある。後者の負担純増額は平均で年額4万円と推計された。

②高校卒業前の子供がいる世帯はほぼ間違いなく所得純増となる（純増額は子供1人で年額18万円、2人で41万円、3人以上で65万円）。

③世帯主が55～64歳の年齢層では負担純増となる世帯が半数に近い。その負担純増額は平均で年額4万6000円弱である。

④年収800万円以上で所得純増となる世帯が約490万世帯（世帯総数の1割弱）もある。こども手当等に児童手当なみの所得制限を課すと、年間で7700億円強（約19%）の財源を圧縮できる。

⑤新制度では専業主婦世帯よりも共働き世帯の方が総じて有利になると言われている。しかし、専業主婦世帯で所得が純増するケースは意外と多く、6割弱を占める（64歳以下）。一方、配偶者控除の適用を受けている共働きの勤労者世帯のうち高校卒業前の子供が1人もいない世帯（全国推計で約330万世帯）の場合、負担純増になる。

⑥老年者控除の復活および公的年金等控除の最低額引き上げは「控除から手当へ」という民主党の大スローガンと整合的でない。下への格差拡大をくいとめるためには、むしろ所得制限つき老年者手当の方が望ましい。

⑦こども手当は子育てに要する負担の一部を「子供のいる世帯」から「子供のいない世帯」へ転嫁するという負担調整の性格が強い。

1. 問題の所在

民主党は2009年8月の衆院選において、こども手当の創設を主要な柱の1つとするマニフェストを掲げ、大勝した。こども手当は1人月額2万6000円が中学卒業まで所得制限なしで支給されるものである（ただし2010年度は半額）。さらに、高校の授業料を実質無料化することも約束した。

その見返りとして児童手当を廃止する一方、所得税における扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除の3控除も廃止する。ただし、老年者控除（50万円）を復活させ、公的年金等控除の最低額も20万円、引き上げる方針である。

重要施策を立案するさい、欧米では事実や証拠に基づく議論がまず行われる（evidence-based policy）。ところが、こども手当については、上記のような改革によって不足財源がどの程度になるのか、そして、所得純増となる世帯や負担純増となる世帯の割合がそれぞれどうなるのか、さらには、それら世帯の特性はどうなっているのか、等は今のところ必ずしも明らかではない。日本でこの間、子ども手当について紹介されてきたのは、代表的なモデル世帯を複数想定した計算例である。そして、恩恵の大きいのは中学生以下の子どもがいる共働き世帯であることなどが判明している。ただ、そのような計算はいわば複数“地点”の観測例にすぎない。

全体像を把握するには“面”情報が必要である。そこで本稿では、こども手当の導入をはじめとする上記の改革が2009年に行われたと想定して推計した全国ベースのマイクロシミュレーション結果を報告したい（注1）。利用したのは2007年に実施された厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データ（注2、注3）であり、所得や世帯・子供数等は同調査の計数をそのまま使っている（実際に使用したのは9800サンプルである。推計方法の主要ポイントおよび推計結果に関する統計表は参考資料1～3を参照してほしい）。なお、本稿では民主党案の中に入っている出産一時金の増額や大学奨学金の拡充は考慮していない。

2. 民主党案の主要な推計結果

こども手当の所要額は平年度ベースで年間5兆4800億円、高校無料化（私学補助込み）

所要額は 6800 億円と推計された。一方、各種控除の廃止・復活等で 1 兆 2000 億円、児童手当廃止で 9500 億円の財源がそれぞれ浮くことになる。不足財源の見込み額は年間 4 兆 100 億円である。民主党は、この不足財源を当面、財政における無駄の徹底排除や法人向けの租税特別措置廃止等でひねり出すという。上記の改革により 1 世帯あたり平均で 8 万円強（年額）の所得純増となる。

個票データの強味は総額ベースの推計が可能となることだけでなく、所得純増減の分布も分かることである。以下、主要な推計結果を列挙する（表 1 参照）。

①改革の結果、所得が純増となる世帯は 38%（全国推計で約 1930 万世帯）、所得増減なし世帯 43%（約 2170 万世帯）、負担純増世帯 19%（約 940 万世帯）である（注 4）。このうち負担純増となる世帯は 17 歳以下の子供がいない世帯にほとんど集中している。所得の純増額は年間で平均 23 万円、他方、負担の純増額は 4 万円とそれぞれ推計された。

②高校卒業前（17 歳以下）の子供がいる世帯は、ほぼ間違いなく所得純増となる。そのような子供 1 人がいる世帯で年間 18 万円の所得純増、2 人がいる世帯で 41 万円純増（世帯年収の 6%相当）、3 人以上いる世帯で 65 万円純増（同 9%相当）が見込まれる。

③他方、17 歳以下の子供がいない世帯（18 歳以上の子供がいる世帯を含む）は世帯総数の 75%を占め、圧倒的に多い。そのような世帯では所得増減なし世帯の割合が 57%と比較的多い。なお、17 歳以下の子供がいなくても所得が純増する世帯が 18%あり、世帯主年齢 65 歳以上の世帯がその圧倒的部分を占めている。

④所得の純増減は世帯主年齢による違いが比較的大きい。24 歳以下では所得増減なし世帯が大半を占める。25～34 歳層も所得増減なし世帯が半数強となっている。一方、所得純増世帯も 37%ある（純増額は平均で 31 万円）。最大の恩恵を受けるのは 35～44 歳層であり、所得純増世帯が 6 割、所得純増額は年間で平均 37 万円（世帯収入の 6.3%相当）となっている。この年齢層では所得増減なし世帯が約 3 割、負担純増世帯 1 割である。45～54 歳層に移ると、所得純増世帯の割合は 4 割強に低下する一方、所得増減なし及び負担純増の世帯割合がそれぞれ 36%、23%となっている（負担純増世帯の負担純増額は 5 万円弱）。55～64 歳層では、負担純増世帯が半数に近く、比較的多い（純増額は 4 万 6000 円弱）。負担純増の主な理由は所得税における 3 控除廃止に求めることができる。ただ、この年齢階層でも所得増減なしの世帯が 4 割強ある。世帯主年齢 65 歳以上の高齢世帯では一転して所得純増となる世帯が 5 割強（純増額は 8 万円弱）となっている一方、所得増減なし世帯も 4 割弱ある。

⑤世帯収入階層別にみると、まず、低所得世帯では所得増減なしの世帯が大半を占めている。年収 300 万円以上ではいずれの年収階層でも所得純増となる世帯が約半数を占める（所得純増額は年平均で 18～28 万円）。そのなかで特記に値するのは、所得が純増する年収 800 万円以上の世帯が全国ベースで約 490 万世帯（世帯総数の 9.8%）もあるという推計結果である。このような高所得世帯にも純額ベースで年間 25～28 万円の所得支援が行われることになる。一方、所得増減なしの世帯割合は年収 300 万円以上では 20～35%となっている。さらに負担純増となる世帯は 17 歳以下の子供が 1 人もいない世帯のうち所得税における 3 控除廃止の影響を直接うける世帯であり、年収 500 万円以上の世帯では約 4 分の 1 を占める。

⑥世帯類型別にみると、まず 64 歳以下の勤労者単身世帯（世帯総数の 15%）に所得の増減はまったく生じない。65 歳以上の高齢単身者世帯（世帯総数の 8%強）の場合も、その 6 割弱は所得増減がない一方、残り 4 割強は老年者控除の復活により所得純増（年間で約 3 万円）となる。世帯主年齢 64 歳以下の専業主婦世帯（世帯総数の 15%。ここでは、収入を伴う仕事をいっさいしていない妻を「専業主婦」と呼ぶ）では所得純増（年額で約 30 万円）となる世帯が予想外に多く、6 割弱を占める。一方、17 歳以下の子供が 1 人もいない世帯を中心に負担純増（年額 5 万 6000 円強）となる世帯も 4 割近い。他方、世帯総数のほぼ 4 分の 1 を占める共働き勤労者世帯に目を転じると、所得純増（平均 33 万円）となるケースは予想より少なく半数弱にとどまる。逆に負担純増（平均 4 万円）となるケースも 3 割弱ある。共働き世帯の場合、17 歳以下の子供が 1 人もいない例が半数強あり、そのような世帯では所得の増減がまったくないか、配偶者控除の廃止によって負担純増となる（全国ベースで約 330 万世帯）か、のいずれかである。共働き世帯では所得増減のない世帯が約 4 分の 1 を占めており、この点が専業主婦世帯（6%）と大きく違っている（注 5）。世帯主年齢 65 歳以上で世帯人員 2 人以上の世帯では所得純増（平均 9 万 4000 円強）となるケースが半数強、所得増減なし世帯が 3 分の 1 強、負担純増世帯（平均 2 万 4000 円弱）1 割とそれぞれなっている。

3. 代替案に関する主要な推計結果

民主党は 2010 年度については、こども手当を 1 人月額 1 万 3000 円とする予定である。そこで次に、こども手当半額のケースを推計してみた（表 2 参照）。財源不足額は年間で 1 兆

2700 億円（満額ケースの 3 分の 1 弱）に圧縮される。所得純増となる世帯割合は 35%、所得増減なし 43%、負担純増 22% となり、所得が純増する世帯の割合は、こども手当満額ケースの場合より 3% 減となり、その分だけ負担純増世帯が増える。所得の増減見込み額はそれぞれ年間で平均 9 万 8000 円強の純増、4 万 1000 円強の純減である。なお、このケースでは専業主婦世帯の場合、負担純増世帯の割合が半数強となり、所得純増世帯の割合（42%）を上回る。

こども手当と高校無料化に児童手当とまったく同様の所得制限を設ける場合、不足財源は 3 兆 2300 億円弱と推計され、7800 億円強（約 19%）の圧縮となる。そして 17 歳以下の子供がいる年収 800 万以上の世帯で所得純増となるケースは全国ベースで約 220 万世帯（総世帯数の 4.4%）に減少すると予想される。所得制限を導入すれば、いわゆる「上への格差拡大」も緩和することができる（表 3 参照）。

民主党は「控除から手当へ」の転換を大スローガンに掲げている。高所得階層に有利な所得控除を整理する一方、手当への切りかえにより「下への格差拡大」をくいとめるためである。ただ、老年者控除の復活および公的年金等控除の最低額引き上げは、このスローガンに逆行しており、整合性がない。そこで、代替案として「老年者手当」（「補足年金」と言いかえてもよい）を新設するケースを推計してみた。財源は老年者控除復活および公的年金等控除引き上げに要する 3000 億円（年額）と同額とし、それを 65 歳以上の低所得者 125 万人（公的年金受給額が年額 50 万円未満等）に限定して 1 人年額で約 24 万円弱を支給すると仮定した。このとき、所得は高所得世帯から低所得世帯へ再分配されることになる（図 1 参照）。

消費税はいずれ増税されるだろう。そこで、こども手当の不足財源を一部確保するために消費税を 1% 引き上げるケースも参考のために推計してみた（表 4 参照）。消費税 1% 増税による負担増は 1 世帯あたり平均で年額 2 万 7500 円である。新設される手当のすべてに所得制限が課され、所得税における 3 控除と児童手当が廃止される場合、全体として所得が純増するのは 4 分の 1 弱の世帯に減る一方、負担純増世帯の割合が 4 分の 3 強に達する。17 歳以下の子供が 1 人もいない世帯、世帯主年齢が 24 歳以下または 55 歳以上、世帯年収 100 ～ 299 万円ないし 900 万円以上、単身者世帯などでは、負担が純増となる世帯割合が極端に高い。負担純増世帯における負担純増額は平均で年額 4 万 9000 円である。ただ、17 歳以下の子供が 1 人以上いる世帯の場合、総じて所得純増となっていることに変わりはない。さらに世帯主年齢 65 歳以上の世帯においても消費税増税分が 1% にとどまるかぎり総じて所得純増となる。

4. 結びに代えて

こども手当は民主党政権の目玉の1つであり、完全実施すると防衛費（2009年度当初予算で4兆8000億円）を上回る。子育てに対する強力な支援を誰にも分かるように打ちだした、まさにシンボリックな政策に他ならず、これまでの自公政権にはなかったものである。

子育てには少なからぬお金がかかる。子育て費用の大半はこれまで私的に負担されてきた。こども手当導入等によって、その費用のうち子供1人あたりで高校を卒業するまでの間、約500万円が国の経費で賄われることになる（注6）。こども手当を通じて子育てに要する負担の一部が「子供のいる世帯」から「子供のいない世帯」へ実質的に転嫁される。まさに負担調整という色彩が濃い（注7）。

こども手当の創設によって子育ては社会的な性格をいっそう強める。こども手当の受給者は、その点をまず自覚する必要がある。そして、子供自身のための支出、とりわけ未来への投資につながる支出に心掛けてほしい（注8）。

注

1. 本稿の基礎となった研究に対して文部科学省科学研究費補助金・特別推進研究「世代間問題の経済分析」（課題番号：18002001、研究代表者：高山憲之）から研究補助を受けた。記して謝意を表したい。
2. 本稿では厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票を利用している。その目的外使用（発出0714第2号、2009年7月14日）にあたり、厚生労働省統計情報部の佐志原玲香さん及び一橋大学経済研究所助教の中沢庸介氏をはじめとする多くの方々に一方ならぬお世話を賜った。心より厚くお礼申し上げる次第である。
3. 『国民生活基礎調査』の回収率は年齢別にみると、かなり大きく違っている。ここでは稲垣誠一・金子能宏「マイクロ・シミュレーションモデル（INAHSIM）による所得分布の将来推計」（平成19年度厚生労働科学研究費補助金総括・分担研究報告書『所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担のあり方に関する研究』2008年、所収）に従い、回収率の違いを補正している。本稿における参考資料1の「推計方法2」参照。

4. 民主党の大勝直後に実施された朝日新聞の全国世論調査（回答者 1104 人）によると、こども手当への賛成 31%、反対 49%であり、目玉の公約であるにもかかわらず、それへの評価は低い（2009 年 9 月 2 日付け記事）。こども手当を受給しない世帯の納得をどのようにとりつけるのかが今後の課題である。
5. モデル世帯を複数地点、観測した計算によると、民主党案による恩恵が大きいのは、中学生（正確には高校生）以下の子どもがいる共働き世帯である（2009 年 8 月 24 日付けの朝日新聞朝刊記事、参照）。ただ、共働き世帯でメリットを享受できるケースはそれほど多くないことが、本研究で判明した。
6. 保育園・幼稚園や学校・大学に対する機関補助分等を含んでいない。
7. こども手当が出生率引き上げにどの程度寄与するのは今のところ判然としていない。それは別途、慎重に検討する必要がある。
8. 親の酒代・パチンコ代・お出かけ費用・被服代・装身具代・ネイル等への支出が優先され、子供自身のために必ずしも使用されないことを疑問視する声が少なくない（「こども手当」というより「親手当」であるという疑問）。このような疑問を解消する手段の 1 つに「子育てバウチャー」（妊婦健診代・子供の医療費・予防接種代・ミルク代・紙おむつ代・子供用品代・保育料・幼稚園代・給食費・教材費・学用品費・制服代・ユニホーム代・修学旅行費・塾費用・受験料・入学金等に用途を限定した金券）がある。ただ、このバウチャーも金券ショップなどで換金されてしまうおそれがある。

表1 こども手当導入等の政策効果(民主党案)

世帯区分	世帯構成 (%)	所得の純増減						
		世帯割合(%)				純増減(平均年額、千円)		
		合計	-	0	+	合計	-	+
合計	100.0	100	19	43	38	80	-43	229
子供なし	75.0	100	25	57	18	-6	-42	27
子供1人	11.1	100	1	0	99	176	-67	179
子供2人	10.9	100	0	0	100	406	0	407
子供3人以上	3.1	100	0	0	100	654	0	654
24歳以下	5.2	100	1	94	5	12	-13	240
25-34歳	13.5	100	9	54	37	113	-27	308
35-44歳	15.5	100	10	29	61	223	-37	372
45-54歳	16.4	100	23	36	41	110	-51	294
55-64歳	20.9	100	48	41	11	2	-46	227
65歳以上	28.6	100	8	41	51	38	-24	79
世帯年収(万円)								
0	0.8	100	0	91	9	28	0	303
1-99	7.3	100	1	95	4	17	-4	400
100-199	12.2	100	7	76	16	34	-12	210
200-299	13.1	100	14	51	34	56	-18	171
300-399	12.8	100	20	35	45	79	-18	183
400-499	10.8	100	21	34	45	93	-21	216
500-599	9.1	100	23	30	47	108	-30	242
600-699	8.0	100	23	26	51	121	-39	256
700-799	5.7	100	26	28	47	105	-58	256
800-899	4.6	100	28	21	52	120	-65	268
900-999	3.9	100	28	25	48	115	-69	282
1000以上	11.8	100	29	24	47	95	-82	254
世帯主64歳以下	71.4	100	23	44	33	96	-45	321
(勤)専業主婦	15.0	100	40	4	56	145	-56	299
(勤)共働き世帯	23.9	100	27	25	48	146	-41	331
(勤)単身世帯	14.9	100	0	100	0	0	0	0
その他	17.6	100	23	55	22	68	-36	341
世帯主65歳以上	28.6	100	8	41	51	38	-24	79
2人以上	20.4	100	11	35	54	48	-24	94
単身	8.2	100	0	57	43	13	0	30

注1:ここで「子供」は17歳以下の子供のみであり、18歳以上の子供は除外している。

注2:ここで「専業主婦」とは、狭義の定義に基づいており、収入を伴う仕事をいっさいしていない妻を意味している。一方、「共働き世帯」は、パート収入等があるものの、配偶者控除の適用を受けている妻がいる世帯を含んでいる。

表2 こども手当導入等の政策効果(子供手当半額ケース)

世帯区分	世帯構成(%)	所得の純増減						
		世帯割合(%)				純増減(平均年額、千円)		
		合計	-	0	+	合計	-	+
合計	100.0	100	22	43	35	25	-41	98
子供なし	75.0	100	25	57	18	-6	-42	27
子供1人	11.1	100	24	0	76	67	-29	97
子供2人	10.9	100	6	0	94	139	-49	150
子供3人以上	3.1	100	3	0	97	228	-45	235
24歳以下	5.2	100	3	94	4	2	-20	63
25-34歳	13.5	100	19	54	27	19	-25	87
35-44歳	15.5	100	18	29	53	66	-37	136
45-54歳	16.4	100	24	36	40	53	-50	165
55-64歳	20.9	100	49	41	9	-13	-47	104
65歳以上	28.6	100	8	41	51	23	-24	49
世帯年収(万円)								
0	0.8	100	0	91	9	16	0	170
1-99	7.3	100	1	95	4	7	-4	169
100-199	12.2	100	7	76	16	16	-12	102
200-299	13.1	100	16	51	33	25	-16	84
300-399	12.8	100	22	35	42	29	-16	77
400-499	10.8	100	24	34	41	31	-20	87
500-599	9.1	100	28	30	42	32	-32	99
600-699	8.0	100	30	26	44	35	-38	106
700-799	5.7	100	35	28	37	19	-55	103
800-899	4.6	100	32	21	47	32	-63	110
900-999	3.9	100	29	25	46	35	-67	117
1000以上	11.8	100	33	24	43	23	-79	114
世帯主64歳以下	71.4	100	28	44	29	26	-43	133
(勤)専業主婦	15.0	100	54	4	42	14	-50	97
(勤)共働き世帯	23.9	100	30	25	44	53	-39	146
(勤)単身世帯	14.9	100	0	100	0	0	0	0
その他	17.6	100	25	55	20	23	-36	156
世帯主65歳以上	28.6	100	8	41	51	23	-24	49
2人以上	20.4	100	11	35	54	27	-24	54
単身	8.2	100	0	57	43	13	0	30

注1:ここで「子供」は17歳以下の子供のみであり、18歳以上の子供は除外している。

注2:ここで「専業主婦」とは、狭義の定義に基づいており、収入を伴う仕事をいっさいしていない妻を意味している。一方、「共働き世帯」は、パート収入等があるものの、配偶者控除の適用を受けている妻がいる世帯を含んでいる。

表3 こども手当導入等の政策効果(所得制限導入ケース)

世帯区分	世帯構成(%)	所得の純増減						
		世帯割合(%)				純増減(平均年額、千円)		
		合計	-	0	+	合計	-	+
合計	100.0	100	32	44	24	63	-52	336
子供なし	75.0	100	38	59	3	-7	-38	271
子供1人	11.1	100	14	1	85	137	-125	182
子供2人	10.9	100	13	0	86	328	-197	410
子供3人以上	3.1	100	10	0	90	555	-313	655
24歳以下	5.2	100	1	93	6	14	-13	248
25-34歳	13.5	100	10	54	36	109	-38	312
35-44歳	15.5	100	19	30	51	174	-115	383
45-54歳	16.4	100	32	37	31	73	-79	317
55-64歳	20.9	100	50	42	8	-2	-49	275
65歳以上	28.6	100	42	45	13	31	-30	327
世帯年収(万円)								
0	0.8	100	0	63	37	100	0	272
1-99	7.3	100	1	78	21	65	-4	306
100-199	12.2	100	9	76	14	48	-12	343
200-299	13.1	100	30	56	14	49	-18	377
300-399	12.8	100	42	36	22	69	-21	356
400-499	10.8	100	36	37	27	84	-24	346
500-599	9.1	100	33	34	33	99	-32	333
600-699	8.0	100	33	29	38	113	-39	330
700-799	5.7	100	32	31	37	98	-53	308
800-899	4.6	100	42	23	35	84	-80	336
900-999	3.9	100	49	28	23	29	-102	346
1000以上	11.8	100	54	30	16	-13	-115	315
世帯主64歳以下	71.4	100	28	44	28	75	-65	337
(勤)専業主婦	15.0	100	49	4	47	101	-84	305
(勤)共働き世帯	23.9	100	34	26	40	120	-58	348
(勤)単身世帯	14.9	100	0	100	0	0	0	0
その他	17.6	100	27	55	18	56	-49	377
世帯主65歳以上	28.6	100	42	45	13	31	-30	327
2人以上	20.4	100	58	28	14	32	-30	359
単身	8.2	100	0	88	12	30	0	239

注1:ここで「子供」は17歳以下の子供のみであり、18歳以上の子供は除外している。

注2:ここで「専業主婦」とは、狭義の定義に基づいており、収入を伴う仕事をいっさいしていない妻を意味している。一方、「共働き世帯」は、パート収入等があるものの、配偶者控除の適用を受けている妻がいる世帯を含んでいる。

注3: 高齢者控除等を復活する代わりに高齢者手当を導入することも同時に考慮している。

表4 こども手当導入等の政策効果(消費税1%引き上げケース)

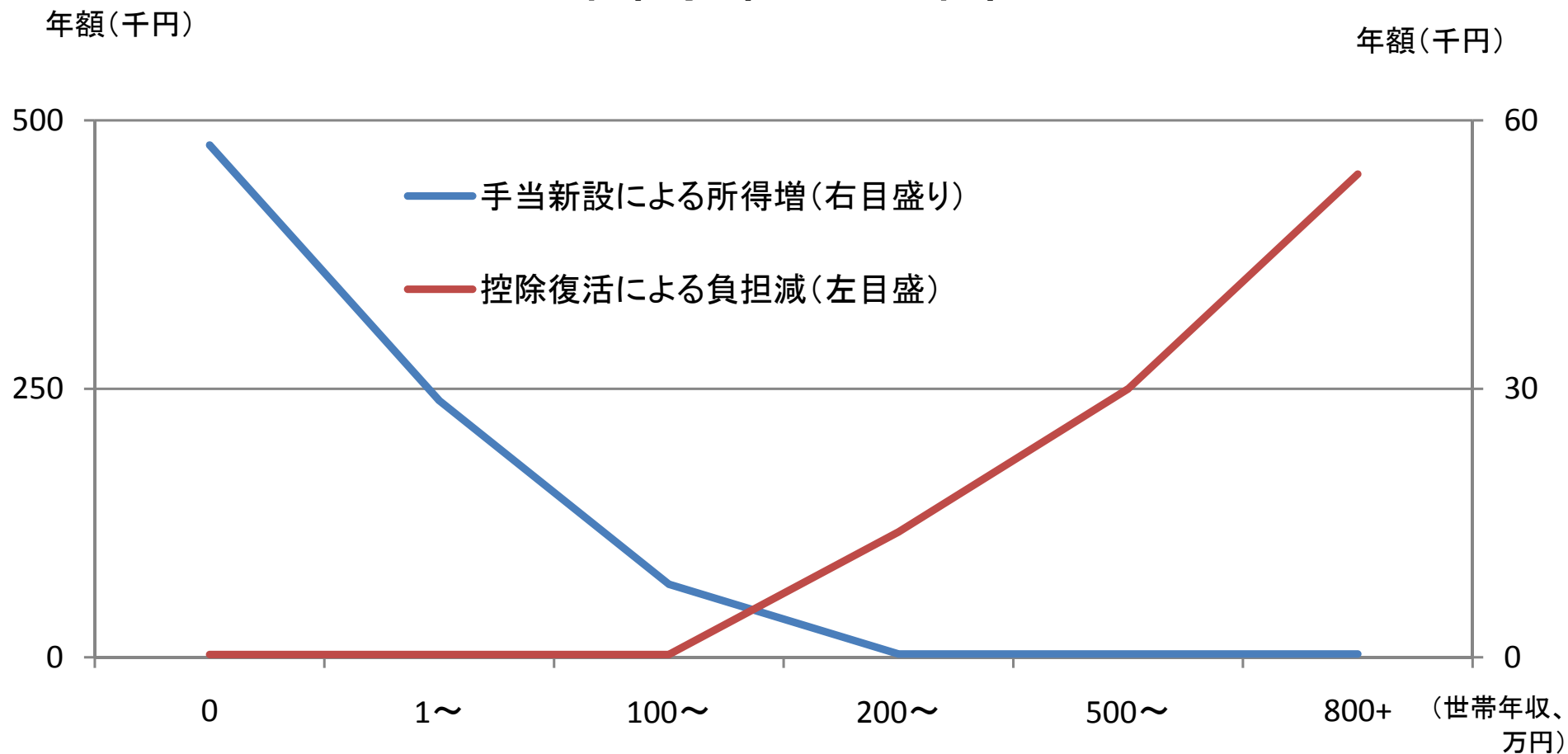
世帯区分	世帯構成(%)	所得の純増減						
		世帯割合(%)				純増減(平均年額、千円)		
		合計	-	0	+	合計	-	+
合計	100.0	100	76	0	24	35	-49	309
子供なし	75.0	100	97	0	3	-33	-41	258
子供1人	11.1	100	16	0	84	106	-159	155
子供2人	10.9	100	14	0	86	296	-244	381
子供3人以上	3.1	100	10	0	90	522	-371	625
24歳以下	5.2	100	94	0	6	-3	-16	228
25-34歳	13.5	100	64	0	36	85	-30	286
35-44歳	15.5	100	49	0	51	145	-75	354
45-54歳	16.4	100	69	0	31	40	-71	287
55-64歳	20.9	100	92	0	8	-33	-57	243
65歳以上	28.6	100	87	0	13	7	-39	306
世帯年収(万円)								
0	0.8	100	63	0	37	89	-12	260
1-99	7.3	100	79	0	21	51	-14	293
100-199	12.2	100	86	0	14	32	-17	327
200-299	13.1	100	86	0	14	30	-25	358
300-399	12.8	100	78	0	22	48	-33	334
400-499	10.8	100	73	0	27	60	-37	321
500-599	9.1	100	67	0	33	72	-44	305
600-699	8.0	100	62	0	38	82	-51	299
700-799	5.7	100	63	0	37	64	-61	274
800-899	4.6	100	65	0	35	48	-88	303
900-999	3.9	100	77	0	23	-10	-105	307
1000以上	11.8	100	85	0	15	-67	-128	270
世帯主64歳以下	71.4	100	72	0	28	47	-54	309
(勤)専業主婦	15.0	100	54	0	46	69	-112	277
(勤)共働き世帯	23.9	100	60	0	40	87	-68	318
(勤)単身世帯	14.9	100	100	0	0	-23	-23	0
その他	17.6	100	82	0	18	31	-41	352
世帯主65歳以上	28.6	100	87	0	13	7	-39	306
2人以上	20.4	100	86	0	14	5	-47	335
単身	8.2	100	88	0	12	12	-18	226

注1:ここで「子供」は17歳以下の子供のみであり、18歳以上の子供は除外している。

注2:ここで「専業主婦」とは、狭義の定義に基づいており、収入を伴う仕事をいっさいしていない妻を意味している。一方、「共働き世帯」は、パート収入等があるものの、配偶者控除の適用を受けている妻がいる世帯を含んでいる。

注3: 高齢者控除等を復活する代わりに高齢者手当を導入することも同時に考慮している。

図1 高齢者控除と高齢者手当



注) 高齢者世帯(2人以上)

出所) 2007年『国民生活基礎調査』より筆者が独自集計した